

体育における体力論の意義と限界

小林 一久

はじめに

体力とは、人間の身体的能力である。ということができるとすれば、体力論とは、人間の身体的能力をどう発達させ、保持するか、にかかれる議論であり、体育のひとつの考え方であるということが出来る。体育は、それをどう説明するにしても、身体教育という側面を無視するわけにはいかないものであり、そこから「身体的能力の発達・保持」が体育の中心課題であるという考え方（体育論＝体力論）が歴史的にも常に存在してきている。このような体育論＝体力論にあっては、身体的能力の構造と機能をあきらかにすることが中心的な課題になり、生理学的あるいは解剖学的な研究が柱になる。こういう体育の考えは、常識的にもっとも受け入れられやすいという面があり、また、それを全面的に否定することはできないものでもある。その理由は、身体的能力が異常に低いことで日常生活に困難をきたすことはあっても、高すぎて困ることはほとんどないという経験的な判断によるものと思われる。しかし反面、力士のすばらしい体力をまのあたりにしたとき、感嘆の声をあげることはあっても、ただちにすべての人間がそうなるのが望ましいと考えはしないであろう。異常に肥満した体格や、おそるべき筋力、パワーは相撲という競技においては実に有益な能力ではあってもわれわれの日常生活に、それらが不可欠だとはとても考えられない。また、そのような体力を向上させるための訓練への専念はほかの能力の発達を犠牲にしてこそ可能なのではないかという疑問が当然に生まれてもくる。すべての人間が力士のような体力を持つのが理想ではないとすると、どういう体力が何のために必要なかをあらためて考えてみるが必要になってくる。

これは、人間のからだのメカニズムやはたらきをいかに、精細に研究したとしてもそこから直に答えが出てくるものではない。どういう身体的能力が、どのような社会的機能をはたすのに必要なのかということをはじめとして、いくつかの問題を検討してみなければならない。

第1の点に関して、われわれはきわめてはっきりしたひとつの経験を持っている。すなわち、1938年1月、厚生省の誕生と体力局の設置、同年3月、大日本連合青年団による「青年団体力検定要項」の制定、同年4月国家総動員法公布、1939年1月厚生・文部次官通牒による「体力章検定」、さらに翌40年の国民体力法(4月)同法施行令(9月)、および施行規則(9月)という一連の施策が侵略戦争遂行のための人的資源としての国民体力の国家管理であることは明瞭である。これと基本的には同じ問題を1960年代の体力づくり政策の遂行過程にみるができる¹⁾。

第2の問題は、体力をつくるということがどういう教育的なメカニズムのなかで遂行されるのかが問われなければならない。仮りに知育・徳育・体育という3分法がとられた場合、知育偏重を批判するなかで豊かな情操をあるいは、体力をという主張はどういう意味を持つか、この反省なしに体力論が展開されるとすれば独善的な議論におちいるのは、目に見えている。

第3の問題点は、教授学的な観点から、持久力、筋力、調整力等の体力の要素を発達させるという体育の目標の立て方、教材の選び方、配列の仕方がどういう意味を持つかが検討される必要がある。

以上の3つの視点から体力論の批判的検討を試みたいと思う。この場合の体力論というのは、最初に述べたようなムード的に体育論=体力論とするような理解の仕方を基盤にしながら、それを積極的に前面におし出した、体育の考え方である。そこには当然、体育やスポーツの科学化、教育のなかでの身体の正当な位置づけをみざす積極的な側面が含まれると同時に、反面では、高度経済成長政策に直結した体力づくり運動に迎合し、あまりに生物主義的な人間観によって体育を荒廃させる危険性を、今日も持ちつづけている。これをどう克服するか

が主要な課題である。それにつれて、ひとこと言えることは、体力というものが運動・休養・栄養等はもちろんすべての生活環境とのかかわりを抜きにして、その良し悪しを考えることができないものである以上、人間が自らの体力の主体になる道は、まさしく生活の主体になるなかではじめて可能であるということである。そこでは、当然体力を低下させる諸々の要因については厳しい批判者でなければならないが、それと同時に体力のための体力ではなく、どういう生活にどう役立つ体力かを考えないわけにはいかない。ここで問題にしようという体力論は、実はこのあたりまえの前提を捨象する方向で、つまり生物的存在としての人間を一方的に強調しようとする傾向を持っている。それをめぐる議論は「非生産的²⁾」であるといわれている。なぜか。おそらく体力と、人類がその歴史の中で対象化して作りあげてきた身体運動の諸様式——これを運動文化と呼ぶならば体力と運動文化の関係の把握に基本的な問題があるからだと思われる。これをあたかも、形式陶冶か、実質陶冶かという二者択一の問題であるかの如く提示するのはまちがいであるといわなければならない。体力論を検討するなかで、この二者の統一の方向をさぐっていくことにしたいと思う。

- 1) たとえば、中森孜郎「身体形成の理論」、『講座民主主義教育』第3巻所収、青木書店、1969。三好博「学校体育と『体力づくり』」、『文化評論』No. 143, 1973, 参照。
- 2) 正木健雄「体力と教育——若干の問題整理と提案——」、『国民教育』15, 1973年冬季号所収、国民教育研究所編集、参照。

I 体力づくり運動

上記のような体力論は、身体の構造と機能に関する主として生理学的な研究を基礎にして展開されているものである。その研究の主要な動機はオリンピック東京大会(1964年)を目ざしていかにして選手をきたえあげるか、諸外国の選手に比べてあきらかに劣る体力(試合に勝てないのは体力がないからだと考えて)をどう克服していくかにあった。そしてその成果はオリンピックの政治的宣伝効果と合わせてそっくり

体力づくり運動のなかに引きつがれていった。したがって体力論は——その代表的著作は猪飼道夫、江橋慎四郎共著の「体育の科学的基礎」(1965年)である——と考える——体力づくり運動と少くとも理論的に主要な部分では同じ根をもつものであるが、その個々の意味は学校体育の理論として学習指導要領(1968年小学校, 1969年中学校, 1970年高等学校)のうち特に「総則体育」として結実していったとみられる。しかしいづれにしても、体力論を批判・検討するひとつの前提として体力づくり運動の概略をまず把握しておく必要がある。

(1) 体力づくり運動の概略

この運動の直接の発端は、1964年12月18日に、「国民の健康・体力増強対策について」という閣議決定がなされたことにはじまる。この内容は、1. 趣旨、2. 基本方針、3. 推進方策、4. 施策の重点、からなっている。「趣旨」の全文はつぎのようなものである。

「国の繁栄のもとには、たくましい民族力にある。たくましい民族力を育成するには、すぐれた知性とならんで強じんな体力を培うことが肝要である。

わが国民の健康・体力は、年を追って改善の方向に向かっているが、諸外国の水準に比べると、なお立ちおくれが痛感される。

国民すべてが健康を楽しみ、ひいては、労働の生産性を高め、経済発展の原動力を培い、国際社会における日本の躍進の礎を築くため、健康の増進、体力の増強についての国民の自覚を高め、その積極的な実践を図る必要がある。よって、これに関する行政上の施策を整備充実し、強力に推進するものとする¹⁾」

「たくましい民族力の育成」の根幹として、また「経済発展の原動力」として体力の増進をはかろうというのである。

「基本方針」においては、健康や体力は他から与えられるものではなく、自ら作りだすものであるから「国民の自主的実践活動」を促進するような環境的諸条件の整備を図る、としながら、重点目標は次の3点に集約されている。「(1) 保健・栄養を改善する。(2) 体育・ス

ポーツ・レクリエーションを普及する。(3) 強固な精神力(根性)を養い育てる。」

ここに3つの目標があげられているなかから、いくつかの特色をとり出してみることができる。第1は、栄養と運動を結びつけて「1日6群、6日で60種」「1日15分間の全身運動」というスローガンを掲げたことである。適当な運動とバランスのとれた栄養が体力つくりの極意である、とされる²⁾。

第2は、栄養・運動と強固な精神力の養成(根性)を結びつけたことである。この「根性」の中味が「日の丸」と「君が代」に象徴された愛国心に集約されるものであることはいままでもない。ここには体力つくり運動が持つ基本的な問題点——一面的な科学化と精神主義への両極分解があらわれている。

第3は、第2の点とあわせて、体育・スポーツ・レクリエーションの普及を「体力」という目標からのみ集約的におさえていくことにある。

これの持つ問題点は本論文の中心テーマにかかわってくる事柄であるが、とりあえずつぎの点はここで指摘しておくことができる。①体育・スポーツ・レクリエーションの持つ生理的・心理的・社会的な諸機能を「体力」に一元化する方向性は生理的な機能の過大な評価と他の諸機能の捨象ないしは過少評価を意味する。②このことは運動欲求を限定させることによって公共社会体育施設の極度の貧困から目をそらし、その充実のための努力をサボタージュするものである。つまりひらたくいえば最も少ない場所と施設が皆無であってもからだのためになる運動は心がけ次第でいくらでもできるという主張によって、一部のすぐれた競技選手のための立派な施設づくりに専念するスポーツ行政のゆがみを正当化する役割をはたす。③この根底にはからだとかからだの持つ能力を経済発展に貢献する身体資源とみる考え方がうかがわれる。

閣議決定の具体化として、1965年3月25日、国民運動の提唱推進の母体として11の政府関係省庁と168の民間団体からなる「体力つくり国民会議」(議長=古井喜美)が発足する。この事務は総理府

って、国民の体力の現状をはっきりと知らされたのでこれに何とか対応することが国民的な課題になってきた、ということであった。

たとえばつぎのように言われる。「オリンピック東京大会を契機として、健康や体力に対する国民の関心は著しく高まったが、今後これを全国民の課題として、一層、盛り上げなければならないと思う⁴⁾」とか、「その機会に、わが国の選手の体力というより国民全体の体力の低さを如実に知らされたわけです。その結果、国民ひとりひとりの体力を伸ばすことの必要性が痛感されました⁵⁾」とか、こうした表現で体力づくり運動の契機としてのオリンピックの意義がさかんに強調されているが、これをそのまま承認していいものであろうか。

これがあらかじめ予定された路線であったことを知るのはそれほど困難なことではない。たとえば1960年7月当時の文部大臣松田竹千代は保健体育審議会（会長足立正）——以下「保体審」と略称——に対してつぎのように諮問している。「オリンピック東京大会の開催を契機として、国民とくに青少年の健康・体力をいっそう増強するための施策について」、その理由は、戦後における青少年の体位の向上は著しいが、諸外国と比較するとき、なお、相当低位にある。この向上をはかることは、国力の根幹を培うものとしてきわめて重要である、といわれている。これに対する翌8月の答申では、この機会に国民の健康・体力の飛躍的振興を図ることは、オリンピック本来の意義に照らしても、大会の円滑な実施と同様重要なことであり、「国力の根幹を培ううえに必要欠くことのできない緊要事」と、その重要性を強調している。この認識が、つづいて翌1961年6月のスポーツ振興法、それにもとづいた、同年9月荒木文相の「スポーツテストの内容と方法」についての保体審への諮問、これに対する1963年3月の保体審答申「スポーツテストの内容・方法・成績判定の基準」、および同年8月文部省の「スポーツテスト実施要項」へと具体化されていくことになる。さらにこれがオリンピック後の体力づくり運動に引きつがれていくのである。

なぜこういう施策がとられたのであろうか。まず第1に問題にすべ

きであろうことは、日本人はほんとうに体力的に劣るのかどうかということである。体格が西欧諸国の人間にくらべて劣るであろうことは常識的に判断できるとしても、バレーボールやバスケットボールの選手の資質としてならいざ知らず、体格の大型化が国民的な課題になるのかどうかはなほだ疑問である。それでは機能の面ではどうかというと、後に検討するように特に日本人が劣位であるという根拠は何もないのである。第2に問うべきことは「国力の根幹を培う」ということの内容は何なのかということであろう。国力の根幹になるものは軍事力と経済力であると断言してまちがいではないであろう。この点に関してはすでにいくつかの論述がなされている⁶⁾のでここではふれることをさけて、1963年1月に出された「人的能力政策」に関する経済審議会の答申のうち、体力づくり運動の方針と明らかに符合していると思われる部分のみをとりあげておきたい。

同答申のなかでたとえばつぎのように言われている。「人的能力開発の基礎は、ひとつは体力の増強であり、ひとつは国民全般の教育水準の向上である⁷⁾」として、さらに別の個所では、「オートメーション化が進展して重筋肉労働そのものは減少しても、代わって登場する長時間の精神的緊張に耐えるためには、やはり、強い肉体を必要としよう⁸⁾」と体力づくりの重要性を強調している。それに答える道は、体力づくり運動の方針と全く一致するかたちで、「バランスのとれた十分な栄養」と「生理的にバランスのとれた生活のサイクルを維持すること」であるといわれているのである。

この「バランスのとれた生活のサイクル」の意味は、労働と余暇の機能的分離と前者のもたらす諸問題（労働による人間疎外）に対する後者による補償である。これはレクリエーションの問題である。レクリエーションを、体位体力の向上という目標に引きよせて理解するところに大きな特色を見せている。したがってこの目標のたてかたは、労働力の基礎として要請される肉体的機能の余暇時間での回復・向上という意味を露骨に示しているのである。

(3) 1970年代における問題状況

国民の健康と体力を高めるとうたわれ推進されてきた体力づくり運動ははたしてどういう成果をあげたのか。われわれは体力づくり国民会議が発表した2つの文書によってそれをうかがい知ることができる。そのひとつは1970年10月10日付で体力づくり国民会議議長古井喜美の名で出された「健康・体力づくりアピール」(以下「アピール」とよぶ)である。これには「体力の備えは70年代最大の要請である」という副題がつけられている。もうひとつは同年11月11日付体力づくり国民会議の総会決定として出された「健康・体力づくりに関する意見および要望」(以下「要望」とよぶ)である。この2つのものに共通しているもっとも重要な問題点は60年代の高度経済成長政策が健康と体力を破壊してきたという事実の認識の仕方にある。

これがどういう文脈でとらえられているかが問題である。まず「アピール」の内容をやや詳細に検討しておきたい。これは、1. 経済成長と人間、2. 人間のからだをむしばむもの、3. 人間の生命と健康を守るために、4. われわれの提案、の4つの部分から構成されている。まず「1. 経済成長と人間」の冒頭でつぎのようにいわれている。「70年代に入った日本は、いまや高度の経済成長をとげ、さらに豊かな社会へと高らかな歩みをすすめています。しかし、一方国民の中には健康を害し、体力の衰えた虚弱者や病人が多数います。未来をにない21世紀の日本を築く原動力たる国民の健康と体力がむしばまれていることは、個人にとって不幸であるばかりでなく、わが国の発展にとって大きな不安をなげかけています⁹⁾。」この「不安」とは何かというと、経済成長を支えてきた「勤勉で教育ある豊富な労働力」が涸渇していくことへの不安である。これをもたらしたのはあまりにも急激な経済発展にともなう公害や環境破壊であるはずである¹⁰⁾。しかし同時に、高度経済成長によって「人間を中心とする施策を省みる」余裕を持ったのでそのもたらした問題点を是正していくべき時期にいたったとして「高福祉国家」への政策転換を主張する。

「2. 人間のからだをむしばむもの」では、運動不足、栄養の偏り、

公害、自然の破壊、施設不足があげられ、「3. 人間の生命と健康を守るために」では、1. 公害の除去、2. 自然を破壊から守ることと施設の建設、3. 運動不足をなくすための意識の高揚＝0歳から100歳までの生涯体育の理念の確立、等が強調されている。「4. われわれの提案」ではつぎの3点が述べられている。第1は、山野跋涉運動（オリエンテーリング）の積極的推進、第2は、誰でも気軽に利用できる体力づくりのための広場、体育館、プールなどの施設の建設、第3は、広報活動の活発化である。「要望」の本文は、「認識の滲透と実践活動の普及」、「施設整備長期計画の確立」、「自然に親しむ健康・体力づくりの普及」、「栄養指導の充実」、「健康管理の普及徹底」、「財政措置」の6つの部分からなっているが、このなかで指摘できる問題点を要約してのべておくことにする。

第1は、健康破壊や体力の低下といわれているものの原因が高度経済成長政策の結果もたらされた公害や環境破壊に起因するものであるという認識はきわめて不十分であるか、さもなければ「意図的に」あまいにしか表現されていない。むしろ逆に「科学技術の進歩と機械文明の高度化」（「要望」という歴史の必然のなかで生まれた現象としてとらえようとしている。したがってさきにもふれたように、「体力の備えは70年代最大の要請である」というおおげさな表現は深刻な反省を抜きにして政策転換の緊急性をあらわしているにすぎないものである。

第2は、事態を正面から受けとめればこの2つの文書は当然、体力づくり運動の破産宣伝になるべきものである。なぜなら栄養と運動という二大方針およびそれを基本的には各人の意識の問題として解決していこうというとりくみは、圧倒的な生活環境の変化（悪化）のなかでは無力であるのみならず、その生活環境の変化（高度経済成長のもたらす）に自ら加担することによって、自分の首をしめてきたとしかいえないようがないからである¹¹⁾。それでもなお、上記の基本方針は堅持しようとしている。

第3は、それにもかかわらず、施設拡大、野外活動、生涯体育等の

問題は人的資源＝体力といったあまりに即物的な人間観の一部修正として受けとることができる。

第4に、以上の3点を基本構造としながら、今日、体育・スポーツ・レクリエーションの問題があらたな政策課題として登場してきているとみることができる。そこにはたとえば「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の保体審の答申(1972年12月20日)において、その全体が一貫して、「望ましい」「必要である」「大切である」といった語尾で文章がまとめられていることから知られるように、体育・スポーツの現状の極度の貧困さがあり、それをもたらしたものが何であるかの反省を欠きながら、さらにあらたな経済発展の原動力として、国民支配のテコとして見直されてきている¹²⁾。こうしたなかで、体力の問題は、とりわけ学校体育の問題の中心課題として、さらには生涯体育論の大きな柱として残されているのである。

- 1) 文部省体育局体育課監修、「体育スポーツ総覧」(2)、帝国地方行政学会、所収、5079頁。
- 2) 「1日6群、6日で60種」「1日15分間の全身運動」というスローガンが、総理府で体力づくり運動をもちあげていくための極意を簡単にあらわしたものとされているが、その内容はつぎのように説明される。「1日6群」とは①緑黄野菜、②その他の野菜・くだもの、③肉・魚・卵、④穀類・いも・砂糖、⑤牛乳・小魚・海草、⑥油脂、の6群にわたって、栄養面でバランスのとれた1日の食事をする事。「6日で60種」とは、6日間で食べる食物の材料が合計60種類になるようにする、つまり片寄らないようにするという事。「1日15分間の全身運動」とは、それを毎日つづけることが体力の保持にのぞましいという意味である(大塚喬清編著「体力づくりハンドブック——指導者のための手びき——」第一法規、1971年6月、119頁参照)。これがいかに必要であるかという宣伝を後に示すような行政組織を利用してやっていこうというのが、体力づくり運動であるということが出来る。しかしこれをみてすぐ気づくことは、いくら栄養が片寄らないように、豊富な材料を使って食事を作り毎日全身運動を欠かさないようにと試みてみても、それが可能となる条件——物質的基礎——がなければどうにもならない。栄養に関しては汚染されていない食物が豊富にあること、しかもそれが安価であること、十分な賃金がえられること等々、運動に関しては、労働

時間、通勤の時間等と余暇時間の関係、運動する場所、安心して運動のできるきれいな空気、施設、指導者等があることが当然の前提でなければならない。

こうした条件にはほとんどふれないで、栄養と運動は本人の心がけ次第でどうにでもなるかのように宣伝するところにこの運動の最大の特色がある。これがどういう結果におちいったかは後にふれる。

- 3) 同上書, 85 頁.
- 4) 文部省, 「青少年の健康と体力」1966 年, 文部大臣有田喜一, 序. なお, これはわが国ではじめての「体育白書」といわれているものであるが, ここでも体力づくり運動について「健康や体力の向上は, 単に国がその施策を推進するだけではふじゅうぶんで, 国民ひとりひとりが健康なからだづくりの重要性を自覚し, 毎日の生活の中で自主的な実践活動を行なうようになることが最も望ましいということになり, 昭和 40 年 3 月 25 日に『体力づくり国民会議』が充足した。」(同書 230—231 頁)と説明されている。これが注 2) で述べたことと同主旨であるのはいうまでもない。国の施策が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものかどうかということこそ問われなければならないはずである。
- 5) 前掲「体力づくりハンドブック」11 頁.
- 6) 前掲, 中森論文「身体形成の理論」, 三好論文「学校体育と『体力づくり』」, 正木論文「体力と教育」参照.
- 7) 経済審議会編, 「経済発展における人的能力開発の課題と対策」, 1963 年 3 月 10 日, 18 頁.
- 8) 同上書, 24 頁.
- 9) 「健康・体力づくりアピール——体力の備えは 70 年代最大の要請である——」, 体力づくり国民会議, 1970 年 10 月 10 日, 前掲「体力づくりハンドブック」所収. 177 頁.
- 10) ここで, 経済成長に「ともなう」と表現したが, これが, 高度経済成長「政策」のマイナス面として止むをえず生じたものであるという考え方がとられている。「政策」の中味の反省はいっさいしていないで, それは, さきの引用文からも明らかのように, 「豊かな社会」を作るために当然の「政策」であり, したがってそのマイナス面が生じたのも仕方のないことである, という評価がなされている.
- 11) 注 2) の指摘, 参照. ここには健康とか体力といった問題をどういう視野で考えるべきかが明らかに示されているといえる. ここから, 体育における体力づくりの可能性と限界の議論も生まれてくるがこれについては後に検討する.

- 12) たとえば、自由民主党政務調査会保健・体育政策特別委員会の「国民の健康と生命力を盛にし国民体質の向上を図るための保健・体育政策要綱」(1971年8月27日)のなかの「社会体育政策」の項では「わが国の社会体育施設は欧米先進国に比べてはなはだ遅れておりこれが全国的整備は急務である。

ことに都市化現象の発展と公害の拡大が諸外国に比して格別急激なわが国においては、国民の身体の鍛練と体力の強化をはかる必要が極めて大である」と公害に耐える体力がはっきりと主張され、さらに施設の整備について「施設の設置に対しては、国は毎年度、防衛費1年分の5パーセントをくだらない国費を投ずるものとする」と軍事政策との関係のなかで体育＝体力が問題にされる現状にあることをおさえておく必要がある。

II. 体力の科学について

ここでは体力論の基礎になる科学的研究がどういう性格をもっているかという問題にふれておくことにする。

(1) 東京オリンピックと体力研究の意義

体力についての科学的研究が活発になされた原動力として、オリンピックのたびに日本選手の成績が振るわないのは体力がないからだという認識があったことをさきに述べた。このようにして考えられた体力は、とうぜん、スポーツの試合に勝つための体力であって、最大限の持久力、筋力、敏捷性等が要求され、また多くの場合体格の大型化を志向することにもなる。

東京オリンピックの選手強化を旨として「スポーツ科学研究委員会」が正式に発足したのは1961年5月である。毎年、国庫補助をえて西ドイツ、ソビエト、アメリカ等から研究者を招き、日本の研究者を総動員して選手強化へのとりくみがなされた。その過程では、競技団体の首脳部やコーチのスポーツ科学への理解のなさからくる軋轢も少くなかったといわれている¹⁾。したがってそれを克服する努力がわが国のスポーツの科学化に貢献した一面は十分に認められてよい。それとともに体力の重要性がますます強調される。スポーツ科学研究委

委員会の報告書にはつぎのように述べられている。

「大会も終り、12月10日には最後のスポーツ科学研究委員会総会が開かれた。席上日本人の民族的体力の低位は一朝には改善されないが、打つべき方策は多々あること、特に、幼小児期からの適性に応じたトレーニングにより、もっともっと体力を向上させうること、真に科学的素質をもったコーチ陣の養成が重要であることなどが話題になった。日本におけるスポーツの科学化は、まだそのスタートに立ったところであろう。東京オリンピック大会を機に培われたこの芽を、われわれは大切に育てなければならないのである²⁾。」

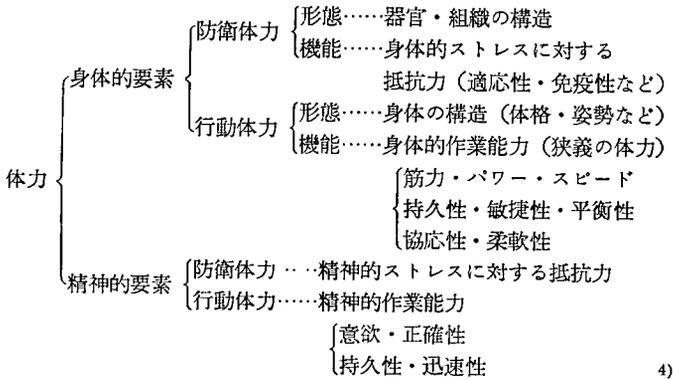
選手強化の過程でえられた豊富な「科学的」知見は、従来のスポーツが持っていた非科学性をいっ気に排除しようとする方向で生かされようとする。そこからあまりに性急に「民族的体力の低位」や「幼小児期からの適性に応じたトレーニング」をいうにいたっては、これを体力主義的偏向とでも名付けるほかない。このエネルギーが一方で体力づくり運動に「科学的」根拠を与え、他方では体力論を生み出していく土台になるのである。

(2) 体力とは何か

オリンピックの選手強化に取りくむなかから、このような性急な結論が導かれたわけであるが、これはスポーツの試合に勝つという限られた目的に向かっての研究成果の不当な拡大である(少くともさきの2つの点は)。これが不当であるのは、科学的に分析された体力向上の経過や限界から直ちに、何のために、どういう体力をつけるかという目的まで導き出せるかの如く考えられているところにある。これが不当だと気づいた時点で、つまり分析を深め体力の内部構造を究明していく研究と、それをふまえて体力づくりを志向することとの間にはちがいがなければならぬと考えはじめたところから体力学は「価値の学問」であるといわれた³⁾。スポーツのための科学的研究成果や研究方法はスポーツの場以外にも適用できる普遍性を持ってはいるが、目的にまで選手強化の方式を持ちこむわけにはいかない。価値の学問

とは言われながら、何のためのどういう体力かを厳しく問う以前に、あるいはそれは自明のこととして、体力づくり運動と体力論が展開された。ここには体力に関する研究の決定的な弱点があらわれていると、いってよいであろう。

ところで、体力はどのように理解されているかについて一応みておく必要がある。現代わが国でもっとも代表的と思われる体力の分析的な示し方はつぎのようなものである。



この分け方について異論がないわけではない。そのひとつの点は体力に精神的要素を含ませるかどうかという問題である。筋力にしる持久力にしるあらゆる体力の要素の発現の仕方には精神的要素が関係しているのは事実である。筋力の測定に際しても、かけ声、ピストルの音、あるいは催眠等によって、大脳に存在する内制止をとり払うことで測定値が変わってくることも知られている。つまり体力というのは常に全体として統一された人間の能力として外にあらわれるものなのである。したがって体力に精神的要素を加えるということは、それによって体力の全体像を説明しようとする試みであるとみることができる。しかしそれによってもなお、何のためにどういう体力があらわれたかまでは説明しているわけではない。つまり、ある身体的能力のあらわれ方を説明するとき、あるいは測定するときには精神的要素も重要な一因として加わっていることをつけ加えることにはなっても、

それがどういう意味をもって作用しているのかを言いつくすことはできない。そういう意味で分析的に説明する仕方として体力のひとつの要素として精神的要素を加えることは大した意味を持たない。というよりはむしろそれを加えることによって説明された体力が、人間の行動のすべてを説明するかの如き体力主義的偏向を生む原因になっているというべきではないか、つまり別の表現をすれば、さきの図のように示された体力の解釈の仕方から、直ちに、価値の学問としての体力学が生まれてくるといえるのかどうか。若しそれが言えないとすれば、体力学は、当面、量的に把握可能なものについての研究を固有の領域として設定すべきであろう⁵⁾と考える。

狭義の体力は、エネルギーの質と量とからみた体力——筋力、パワー・スピード・持久性など、とサイバネテックスからみた体力——協応性・平衡性・敏捷性など、に分けられ、後者は「調整力」ともよばれる。さらに狭義に体力の内容を限定して、前者つまりエネルギーの面からみたものを体力とすることも⁶⁾ある。

こうした体力のとらえ方から、エネルギー統御体としての体力の発展として技術を考える⁷⁾ことにもなる。

(3) 日本人の体力の現状把握について

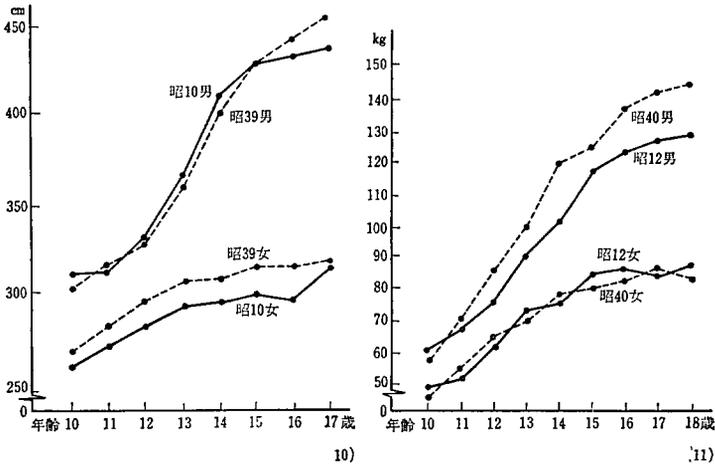
体力という概念は、いずれにしても、相当広くとらえられているのは明らかである。したがって体格の良し悪しからただちに体力がいいか悪いかを言うことはできないし、行動体力の比較のみでも不十分である。さらにやっかいなことには行動体力と防衛体力の相関関係を明らかにするのはたいへん困難であるし⁸⁾、そのうえ精神的要素がどう関係するかとなると一層事態は複雑である。このことの反映であろうか、さきの「東京オリンピック科学研究報告」以後、1, 2の例外を除いて日本人の体力が低いと断定したものはみられない。一般的には、より慎重に「体格は向上したが、体力はそれにともなって向上していない」といった指摘がなされている⁹⁾。これは一流スポーツ選手の行動体力の比較から、短絡的に国民全体の体力低下をいうわけにはいか

ないということでもあった。

体力の現状に関する議論をもう少し立ち入って検討してみることにする。

現在の日本人の体力がどうかを問題にする際には、ほとんどの場合戦前との比較、諸外国との比較がなされる。比較する素材は行動体力なかんづく機能の面＝狭義の体力であるが、行動体力以外のものはほとんど比較の仕様がなないといわなければならない。また、上記の比較をする場合にも同じ条件で測定した資料が得難いという問題もある。あらかじめこのことを念頭においておく必要がある。

前述の文部省の「青少年の健康と体力」では戦前との比較を、走り幅とびと背筋力について行なっている。これはそれぞれつぎのような図に示されている。



この2つの事例から言われることは、体格が著しく向上しているの
で機能の向上が期待できるにもかかわらず、男子の走り幅とびの場合、
昭和 39 年はほとんどの年齢で昭和 10 年に劣っていること、また女子
の背筋力の場合、戦前と戦後の差がほとんどないこと、したがって

「体格の伸びに比べて、あまり伸びていないのではないと思われる¹²⁾」とひかえめな表現がなされている。

また、同じく戦前との比較の例はさきにもふれた猪飼・江橋共著の「体育の科学的基礎」では、背筋力(男子, 1935:1965, 女子 1941:1963)および立幅跳(男女とも 1941:1959)がとりあげられている。ここでは、筋力については形態にあらわれるのと同じ早熟化傾向がみられるが、これは体力の向上を意味するものではないこと、立幅跳では全く進歩がみられないことをのべた後、体格の向上にもなって当然に体力(機能)が向上しなければならないことが論証されている。そこから「日本人は体格は大きくなったが、体力はこれに応じた発達を示していない」と結論づけられている。

同じくさきの「青少年の健康と体力」では、戦前との比較につづいて、戦後の推移については、50 m 走、垂直とび、懸垂とも順調なのびを示しており、垂直とびにおいて早熟化傾向が指摘されている。またアメリカ、イギリスの青少年との、50 ヤード走、立ち幅とび、懸垂、ソフトボール投げについての比較をみると、立ち幅とびで日本の男子の成績がとくにすぐれていることはあっても、特別劣っている事例は示されていない。

同じく国際的比較の例として、石河利寛「一般日本人の体力¹³⁾」という論文をあげることができる。そこでは日本、アメリカ、イギリス、南アフリカの青少年の体力の比較がなされているが、そこで結論的に述べられていることは、総体的にアメリカ人の体力が劣るが、日本人は現状における身長の違いは歴然としているにしても「体力において、日本人が欧米人に劣るとはいえない¹⁴⁾」と述べられている。

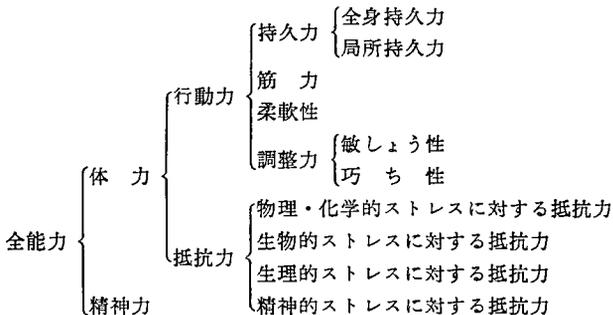
このようにみると、日本人は体力がないから体力づくりを、という主張がいかにか根拠の乏しいものであるかが理解されるであろう。わたくしは、日本人の体力は現状で十分であるとか、体育で体力をよくしようとするのはまちがいと主張しようとしているのではない。むしろ逆に、体育の理論において体力という問題はどの位置づけるべきなのか、どうすれば本当の体力づくりができるのかを探求したいと考え

ている。そのためには 1960 年代半ばから強力に展開されてきた〈体力論〉のよって立つところは何かということはどうしても検討しておく必要があったわけである。そういう意味でここまで、いわば体力論の周辺に位置する諸問題をとりあげてきたわけである。そこで現在までのところでひとついえることは、わたしが〈体力論〉として想定しているものは、日本人は体力がない、だから体力づくりをする必要があるという短絡的な論理に依拠しながら、したがって体力という観点から見た日本人は病人であるとみなし、病人に対する運動処方するのが体育であるという、いわば医学の論理をそっくりそのまま教育の論理にすりかえていこうとしているのではないかということである。しかし実際は、体力は複雑な要因に規定されており¹⁵⁾、簡単にそのよし悪しを決めるわけにはいかない(個々の人間ならまだしも日本人全体となればなおさら)ことは以上の検討でも明言することができる。したがって〈体力論〉はその出発点から大きな欠陥を持っていたのではないか、と思われるのである。

- 1) たとえば「東京オリンピックスポーツ科学研究報告」, 財団法人日本体育協会, 1965 年 3 月。のうち「陸上競技」の項にはつぎのように記されている。「コーチの側からは選手を測定して、いったい何の役に立つのか、それは選手に精神的負担をかけるにすぎないのではないか、そして時には選手に故障をさえおこさせるのではないかという疑問であった。選手にとっても、自分たちの欠点をだけ明らかにさせるものであって、何ら自分たちの得にはならないのではないかという疑問を生ずるものであった。そして陸連本部の人々にたいしてはスポーツ科学の研究や、体力測定は無用であるという感じを抱かせたことになったかも知れない。そして、スポーツ科学の協力の意図は、その芽生えのうちに再び摘みとられようとしたのであった。」(38 頁) ここには従来のスポーツの非科学的・経験主義的、したがって極端な精神主義に走りやすい体質があらわされている。これが「科学化」の障害として一般的にあったことは事実であろう(同書 33 頁, 参照)。しかし同時に補足的に指摘しておきたいのは選手に測定をこばむ姿勢があったのは、選手強化体制そのものがいかにもモルモットの的であり、そこで競技主体としてではなく測定の対象としてしか選手を扱かわない、つまりふるい分けの材料

を得るための測定としか感じさせないようなスポーツ状況にあったであろうことは推測に難くない。選手としてふりおとされることは、個人として生存する意義を否定することであるというような不安定で、非人間的なスポーツ状況は、1968年1月の円谷選手の自殺が雄弁に物語っている。こういう矛盾のなかでスポーツの科学化を理解する必要がある。

- 2) 同上書, 29 頁.
- 3) 猪飼道夫, 「日本人の体力の向上の意義について」, 福田邦三編, 「日本人の体力」, 杏林書院, 1968 年, 所収, 251 頁, 参照. なお参考までに, ここではつぎのように述べられている. 「心臓が体力の要素としてあるためには, 一個の人間のなかに統合されたものでなくてはならない. 統一体 (integrity) をもった人間が, 生きていくために, および生きていくために存在しているときにはじめて, 体力という概念が意味をもってくる. こうしてみると, 体力は人間の価値であり, 価値からみたときの人間の能力であるということができよう. したがって, 体力は, はじめにいったように, 医学とか生理学という, 全く自然科学的にヒトとして人間を扱っていく学問体系の中ではこれまで位置づけられていなかった概念ということになる, こうして体力学は価値の学問となる.」
- 4) 猪飼道夫・江橋眞四郎・飯塚鉄雄・高石昌弘編, 「体育科学事典」, 第一法規, 1970 年, 100 頁.
- 5) 石河利寛氏は体力と精神力を分ける立場を一貫してとっているように思われる. たとえばつぎのような図式化がなされている.



〈トレーニングの立場からみた体力の分類〉

猪飼道夫・金原勇・石河利寛・松田岩男・松井秀治・小川新吉・広田公一・窪田登・小川純, 「現代トレーニングの科学」, 大修館書店, 1968 年, 3 頁.

- 6) 前掲、「体育科学事典」, 100 頁, 参照.
- 7) 猪飼道夫, 「日本人の体力——心とからだのトレーニング——」, 日経新書, 1967 年, 104 頁, 参照.
- 8) 前掲「体育科学事典」では, 行動体力の基礎に防衛体力があると説明されているが(102 頁参照), 同じく前掲「体育の科学的基礎」ではつぎのように言われている。「女性は男性よりも, 長寿であるのは, ストレスの差ではなく, もっと本質的なものようである。おそらく, 雌の方が防衛体力が高いのであろう。スポーツマンが必ずしも長寿を保つとはかぎらないし, 外見的にひよわな人が長寿を保つこともまれではない。したがって, 行動体力と防衛体力は関係が浅いといわなくてはならない。」(98 頁) つまり, 現在の科学の水準ではこの両者の関係を明らかにするのは困難であるといえねばならない。しかし, 体育で体力を高めると言う以上は, 行動体力だけで十分だとは言えない。ところが奇妙なことに体力づくりを主張する学習指導要領では, この点を簡単に除外している。
- 9) 例外といえるのは, たとえばさきに検討した「アビール」では「体位の著しい向上にもかかわらず, 体力が低下している」とははっきり表現されている。しかし少なくとも文部省のレベルではスポーツテストの結果をもとにして, 体格はよくなったが, 「これに伴う体力の伸びは, 必ずしも, じゅうぶんとはいえない」(前掲「青少年の健康と体力」まえがき, 1—2 頁) とか, 「一般に最近の子どもは体力が落ちているといわれているが, これは体格の向上に比べて体力の向上が伴っていないということであろう。」(文部省, 「昭和 45 年度わが国の教育水準」, 94 頁) と体力の低下を断言する根拠の乏しいことを示している。このことが逆に, 体力づくり運動の非科学性をあらわすことにもなっている。
- 10) 前掲, 「青少年の健康と体力」, 40 頁。なおこれには「(昭 10; 野口氏調べ, 昭 39; 文部省体育局調べ) と注記されている。
- 11) 同上書, 41 頁。なおこれには「(昭 12; 吉田幸信氏による, 昭 40; 文部省体育局調べ)」と注記されている。
- 12) 同上書, 40 頁。
- 13) 前掲, 福田邦三編, 「日本人の体力」, 杏林書院, 所収。
- 14) 同上, 188 頁。
- 15) 前掲石河論文「一般日本人の体力」ではこれを, 体格, 栄養, 学校差, 職業, 健康法, 人種という 6 つの要因について検討している。また文部省は昭和 39 年から昭和 43 年度までの 5 年間の体力診断テスト, 運動能力テストの結果を「国民体力の現状」(1970 年)

にまとめている。そこでは「社会的要因」の分析に力点をおいたとして、性、年齢、学校環境、労働条件等のちがいによる体力の現状が分析されている。ここには体力の把握の仕方の一の前進がみられるが、体力と運動能力を同列視するといった問題点も含まれている。これの若干の検討をこの論文のさいごに行なうことにする。

さらに、小野三嗣「健康と体力の科学——新しい体力づくりの理論と実際——」,(大修館書店, 1971年)では、ひとりひとりの人間の体力の把握がほとんど困難であることは、たとえば「数量的評価が比較的容易である」運動能力においても、現時点において潜在的な能力(「将来に向かってその能力を向上させて行くことのできる可能性」)の大小は未知であり、結局、体力があったというのは、「生涯における仕事の業績が大きかった人」であるという慎重なとらえ方がなされている。(18頁—21頁, 参照)。

Ⅲ. 体力論の検討

さきに体力論の典型を、猪飼道夫・江橋慎四郎共著の「体育の科学的基礎」(東洋館出版, 1965年9月)にみることができると述べた。そう考える理由はこの書物が体力についての科学的研究の成果を十分にふまえながら、体力か運動文化かというひとつの問題設定を典型的に示しているからである。まずこれの内容の検討から入っていくことにする。

(I) 「体育の科学的基礎」について

この書物は、第1編「なにを目指すか(What)」, 第2編「だれのために(Whom)」, 第3編「いかにするか(How)」, 第4編「こどものための運動処方」, の4つの部分から構成されている。中心になっている問題は、「まえがき」にも述べられているように、からだをよくする方法＝「運動の処方」をどう位置づけるかにある。ここでは第1編を中心としながら運動処方の位置づけについての検討をしていくことにする。

第1編はさらにつぎの3部分に分けられている。Ⅰ「からだと教育——教育における身体教育——」, Ⅱ「からだと学校——わが国に

における体育科教育——」, III「体育のめざすもの」である。「身体と教育」と考えた場合に、教育といういとなみの生理的・身体的基礎という、いわば教育学概論の内容をなすべき問題と、身体文化と教育とでもいうべき教科の問題が分けて考えられることは周知のとおりであるが¹⁾、「からだと教育」はいわば、教育学概論的な内容になっている。ここでは欧米と日本の身体教育の思想の歴史についての概略がのべられた後、つぎのように結論づけられる。「体育を、スポーツの教育というように考える人たちにとっては、教育の中での特殊な分野と考え、また、一教科と考えるかもしれないが、身体の教育は、もっと広く、人間の生存と生活の基礎としての身体の教育を考え、これこそ、人間のあらゆる活動の基底であると考えらるからである。この基礎としての身体が健康で、体力のある時、人間の生活力、知的身体的活動力は最高の状態で発揮できるのである。今日の教育における身体の教育の欠如を克服してゆくことこそ、人間の教育が偏った知的偏重の教育ではなくして、本当の人間の教育にまで高められるのである²⁾。」ここにすでに体力論として検討すべきいくつかの問題点が萌芽的にあらわされている。つまり、身体の教育の重要性はだれも否定しないであろうが、「知育偏重の教育ではなく」身体の教育をという以上は、偏重しているとして批判される知育が、どういう知育に偏重しているのかという検討を抜きにして言うことはできないのは当然であるし、さらに知育と体育(身体の教育)を並列して、どちらにより多く比重をかけるのかという選択的な問題の立て方がすでに誤っているといわざるをえない。真の知育がなされるなかでこそ真の体育もなされると考えるのでなければ、体育の側からもその可能性を追求することなしには、主体的な人格の形成はありえないであろう。こうした二者択一的思考様式が、スポーツか体操か(あるいはトレーニング法か)といった問題の立て方のなかにつらぬかれている。

つぎの「からだと学校」には、「わが国における体育科教育」と副題がつけられているように、日本の体育科教育のたどった道を概観している。ここにつらぬかれている基本的観点はさきに述べたこととも

ちろん同じものである。まず 1904 年（明治 37 年）の「体操遊戯取調委員会」の報告をもとにして出版された「体育之理論及實際」における、生物学的根拠からの体育の必要性、生理学の原理に基く合理的な身体運動という考え方をつぎのように評価している。「体育科は、身体の科学的根拠に基き実施されるべきことを明らかにしている。このような考え方が、今日まで正しく発展させられなかった理由がどこにあるかを検討してみることが必要ではあるまいか³⁾。」ここでは運動は心身に良好な影響を及ぼすための手段であり、生理的原則に基いて実施するという「科学性」に依拠して、その原則からはずれていく原因は何かという観点からのみ体育の歴史が問題にされる。そのように考えると、1926 年（大正 15 年）の学校体操教授要目の改正での遊戯・競技教材の増加により運動種目が 179 種となり、さらに、1936 年（昭和 11 年）第二次の学校体操教授要目の改正によって 267 種に増加したことは、「活発な運動を行なえば、体育の目標は達成できるという安易な考え方⁴⁾」を生む原因となった、と考えられる。これは「明治の末に高く掲げられた、体育の理想、その理想達成のためには、まず、生理解剖学的原則に基づき運動を編成し、実施するという考えが、うすらいで運動種目、教材中心の体育へと転じていった⁵⁾」とされる。ここで「うすらいで」といわれているのは、遊技や競技さらには柔道、剣道がいずれも「科学的」にははっきりつかめない生理的機能および心理的機能が強調されて大きく入りこんでいるために体操の比重が相対的に低下したということである。こうした考え方は体育史の問題の立て方の中にもみられる⁶⁾。

このようにみると戦後の体育は、その目標において身体発達は一応とりあげられてはいるが、一般的にスポーツ教材が重視されており、「どんな種類の運動を、どの位の強さで、どのぐらいの期間行なえばよいかということについては、不明確のままである⁷⁾。」とされ、1953 年の学習指導要領では、体育における技能主義の克服という観点から「学習内容」という考え方が導入されているが、体力の向上という目標は欠落させられている。この点は 1958 年の指導要領においても基

本的には変っていない。要するにくり返し言われていることは、体力を真正面にすえない体育はすべて誤りであるということである。そういう意味ではこの書はまさしく体力論の代表作であるわけだが、それによって生ずるいくつかの問題が下記の「体育のめざすもの」という部分で述べられている。その論点を下記のよう整理しておきたい。

① 体力の向上がなぜ体育の目標として重要か。いいかえれば体育の本質と体力とはどういう関係にあるか。

② 体力とスポーツ、運動文化との関係。

③ 運動処方とはどういうものか。

①についてはすでに今までのところでふれてきたが、節をあらためてこの3つの論点の検討を、ほかの文献も参照しながら、行なっていきたいと思う。

(2) 体力論からみた体育の本質

体力論の基底には、教科の枠をこえた「身体の教育」という考えがあることはさきに述べた。従来の教育学がからだのなかかわりについて全くといってよいほど考慮してこなかったことからすれば、それに科学の光をあてた研究を高く評価することもできるであろう。しかしこれが、現時点で人間の活動の——教育に場を借りた——生理学的解釈ではありえても、「教育」の生理学と呼ぶにあたいするかどうかは、疑問である。それは子どもと教育といういとなみの生理学的メカニズムの解明への疑問ではなく、またしても、あまりにも性急に、文化内容をぬきにした知育・徳育・体育への提言がどういう「教育」になるであろうかという疑問である。たとえば、「生きている」のに必要なところ＝脳幹・脊髄＝体育、「たくましく生きていく」ために必要なところ＝情動脳＝徳育、「よく生きていく」ために必要なところ＝大脳皮質＝知育という対応のさせ方⁶⁾、ここにみられる、身体の教育、情動の教育、理知の教育の実体的な把握から生まれてくる提言は、体育についていえば、「体育の時間が、四五分あったとすれば、少なくともその中の十五分は実働時間であるべきである。そして、その中の

五分間は、持久走にあててもらいたい⁹⁾。」ということになる。これが全身持久力を高めようとする際の生理学的根拠のあるひとつの目安にはなりえても、それが授業の在り方を規定するところまで、不当に拡大されるのは警戒しなければならない。実はこの「五分間の持久走」が、当面の体力論のエッセンスでもある。

身体の教育が、教科の枠をこえて「教育生理学」となるのは、まさしく文化内容と関係のない知育・徳育・体育という三育主義的把握によってであり、それにそのまま教科としての体育が重なり合っていくという関係にある。したがって、体育の本質は、身体の教育＝体力の向上以外にはありえないということになる。人間がいかなる社会に生きようとも生物的存在でもあることに変わりがない以上、身体の教育＝体力の向上は永遠の課題であるとみるのである。

また、現代においてとりわけ体力が意義を持つのは、機械文明のもとで「人間自体のもつ、エネルギー源が固渇しない¹⁰⁾」がためであるといわれる。交通の発達による運動不足の傾向は現代の都会生活のなかでは一般化していると考えてよいであろう。しかしそのことと体力づくりという特殊な方法が結びつかなければならない必然性はどこにあるのだろうか。同様に、体力についての一定の科学的研究の成果が、直ちに体育を体力づくりでぬりつぶしてしまう必然性もよくわからないところである。ここにはさきに見たように、知力を知力として訓練し、体力を体力として直接訓練するという形式陶冶論的発想が含まれていることを注意しておきたい。

(3) 体力論と運動文化論

体力論が形式陶冶論的発想に立つのに対して、運動文化論は、これに対比するかたちで、その発想の根源において実質陶冶論的であるとみることができる。この両者が共通に持っている特質は戦後の体育の理論で盛んに強調された「身体活動を通して……」とか「運動を通して……」という体育の定義づけを、体育の独自性を安易に欠落させ手段化したものとしてそれを克服していこうという考え方にみることが

できる。運動文化論の立場からいわれた丹下保夫氏の「下請け理論」からまずとりあげてみたい。

丹下氏はつぎのように述べている。「私は『運動を通してからだづくりや体力育成をする』とか『運動を通して人間形成をする』というような体育の考え方を体育の下請け理論といっている。このような体育はいつも何かの手段としての価値しか持たないことを知らねばならない。それは民主主義になれば運動を通して民主的人間形成をするのが体育といわれ、全体主義になれば運動を通して全体主義のためにつくすのが体育と考えられ、現代社会では労働力としての体力を育成するのが体育と考えられるように、何か、時代が変わり、教育の目標が変われば体育そのものが変わるようなことは体育独自の機能や役割がなく、他からいつも規定されていることを意味する。このようなものに左右されない体育独自の役割は何か、これを明らかにしなければならない。それは体育の下請け理論を排することである。体育の下請け理論に根拠を置くかぎり体育独自の性格はぼかされざるを得ない¹¹⁾。」ここには何よりもまず、戦前から戦後にかけての目まぐるしい体育目標の変転のなかで「体育学」のたよりなさに苦悩する著者の姿がある。この悪循環を断ち切り、体育がどうしてもしなければならない不動のものをつかむためには体育の下請的把握をやめて、運動そのものを自己目的として教えること、あるいは運動文化の追求を目的とする教育が体育であるという結論に達する。これは教科を学問領域、文化領域から作りあげていくという学科カリキュラムの考えに立つ限り当然の帰結であるといえる。人類の歴史的遺産である運動文化のなかには心理的にも生理的にも人間を全人格として形成していく機能が内包されているはずである、と考え、さらに運動文化の中心を運動技術に求めていく。ところがルールを基盤にした運動技術は、資本主義の成立・発展の過程を反映してすべての人間がそのまま習得できる内容になってはいない。このように考えたところから運動文化論のすぐれた成果が、独創的な教材研究に集約されていくのは周知のとおりである。

前掲「体育の科学的基礎」には「運動文化論の検討」という一節が

もうけられている。また、雑誌「体育の科学」1965年9月号には同一著者（江橋慎四郎氏）の同一テーマで、しかもほとんど同じ内容の論文が掲載されている。これに対する中村敏雄氏の反論が同じく「体育の科学」1966年1月号に、「運動文化論の立場から、『江橋慎四郎氏に問う』」という題名で発表されている。運動文化論をめぐるこの「論争」がどう発展したのか。私の知る限りでは、中村氏に対する江橋氏の回答は出されていないようである。はっきりとした学問的応酬のほとんどみられない体育学の分野ではこれも貴重な事例のひとつといえると思うが、残念なことに、江橋氏の運動文化論への理解はきわめて不十分であり、しかも引用箇所さえ明示していないという形式的不備をも持っている。論旨はきわめて単純で、身体教育＝体力づくりがいかに重要であるかに終始しており、その内容はこれまで述べてきたところと変わるものではない。したがってここでは、体力と運動技術という内容的に深めていくべき論点のみを引用しておきたいと思う。

江橋氏はつぎのように述べている。運動文化論では「技術を高めるための練習と、体力を高めるためのトレーニングについての今日の科学的知見を正しくよみとっていないといわざるを得ないのである。今日の体育は、体力の向上のためのトレーニングのプログラムと、様々なスポーツの技術を高めるための練習のためのプログラムとが、一人一人の全面的発達のために正しく位置づけることに向かって努力しているのであり、その一方にのみ偏る時、それは、決して、体育の目標を十分に満たすことにはならないのである¹²⁾。」ここでいわれるトレーニングは、エネルギーの側面からみた体力の強化であり、練習はサイバネティックスの側面からみた体力（調整力）、したがって神経系による運動の制御（motor control）を高めることであると考えられる¹³⁾。この両者を含めて体力と呼ぶ時には、さきにもふれたように、「体力の発展としての技術」が考えられることにもなる。この場合の技術は当然、身体のひとつの機能を意味しているものであり、人間の行動の生理的メカニズムを説明したにすぎないものである。したがって運動文化論でいうところの技術——人間の行動様式として客観的に体系化

された技術とはことばの使い方が異なっている。したがってこの点に関するかぎり体力論と運動文化論とは本質的に相いれない主張というよりは議論のレベルをことにしているにすぎないというべきである。それが対立するのは、体力か技術かという問題ではなく、さきに述べたように、体力（技術も含めて）の発展を、基本的に体力の自己運動とそれへの援助（運動処方）ととらえるか、客観的に存在する文化内容の習得の前提であり同時に結果でもあるととらえるか、という教授学的論点にしばられてくるのである。

(4) 運動処方

運動処方というのは、診断——治療処方——再診断という医学的なサイクルを体育の計画のなかにとりこんでいこうという考え方である。身体と身体の運動についての科学的研究の進展にともなって、体育の科学化の一形態という意味では当然の発想であるかもしれない。しかしこれがそっくりそのまま適用されるのは、従来いわゆる特殊体育と言われた領域であるのは事柄の性質上またとうぜんのことである¹⁴⁾。体力論で運動処方をいう意味は、これを普遍化し、体育の全体計画に拡大しようとするものである。その際に日本人全体を体力的に「病人」であるという診断が前提にされているということはすでに述べた。

まず、何によって診断するのか。それは「運動能力 (performance) と生理機能 (physiological function¹⁵⁾)」であるといわれる。これはスポーツテストでいうところの運動能力テストと体力診断テストを対応させて考えてほぼまちがいないであろう。前者は走・跳・投のような人間の行動の基本様式であり、エネルギーの面とサイバネティックスの面が統合されたものである。後者は狭義の体力の各要素を機能としてみようとするものである。各要素について診断と処方がありうるわけであるが、体力論においてはとりわけ全身持久力が重要な意味をもつものと考えられている。これはさきにみた体力の現代的意義としての人間自体のもつエネルギー源の固渇の防止という価値判断に関係する。全身持久性とは、全身運動を遂行する場合の総エネルギー発生

量である。これは脳生理学的には「生きていること」＝脳幹・脊髄に相当するものと考えられ、生存性 (survival) ともいわれる。生存性に対応する生産性 (productivity) は情動脳と新皮質の関与するところであって、生存性は防衛体力に、生産性は行動体力に対応するといわれている¹⁶⁾。このように考えて「生存の土台としての持久性」を強調する意義はどこにあるだろうか。ここにはいくつかの仮定が含まれていることをまずのべておかなければならない。

その第1は、生徒や父母や一般社会の体育に対する期待は、「運動能力」や「運動技能」が高いことではなく、防衛体力にあるということ¹⁷⁾。

第2は、「行動体力と防衛体力とは関係が浅い」という認識を前提にしている以上、漫然と運動をして、仮りに行動体力は向上したとしても防衛体力が高まるという保障はない。

そこで第3は、ヒトの一生を、「エネルギーの発生と回復、放電と充電のシリーズの継ぎ合わ」せとみれば、一定の作業強度という条件下でのエネルギーの発生量の大小、つまり全身持久性はヒトの寿命という総合的な持久力につながるはずである。

第4に、以上の前提に立って、1日1回5分間、2/3の力で走ることがもっとも重要な運動処方であることが実験的に明らかにされる。

ここには、現在の科学では十分には解明できないいくつかの困難な問題に直面しながら、大胆な仮説によって作り出された実験に基づく成果をみることができる。この仮説のうちで、社会一般に防衛体力への期待があることと行動体力を高めることが防衛体力と必ずしもイコールではないという問題は、今日の体育が——いかなる立場から体育を論じようとも——共通に背負っている課題であるといえるのではないか。体育は運動文化を教え・学ぶものであるとした場合にも、この課題への見通しを持って科学的研究の成果を運動文化の中味として積極的にとりこんでいく必要があるだろう。しかし同時に指摘しておかなければならないのは、すでにたびたびのべたように、体力という目標を直接にそれとして教育することを体育の科学化と考え、そこか

ら出発して教科論を構築しようとするところに体力論の限界があるといわざるをえない。

- 1) 岩波講座「現代教育学」14, 「身体と教育」, 1962年, 「まえがき」ii, 参照。ちなみに, この「体育の科学的基礎」では2つの問題領域が未分化のまま含みこまれている面もみられるが, それぞれの部分のより一層の展開は, 前者については, 猪飼道夫, 須藤春夫共著「教育生理学」, (第一法規, 「教育学叢書」17, 1968年), 後者については, 水野忠文・猪飼道夫・江橋慎四郎共著「体育教育の原理」, (東京大学出版会, 1973年) がはたしているとみられる。いずれも「東大体育」(前掲「体育の科学的基礎」, 東竜太郎「序にかえて」1頁, に使われている用語)の共同研究のすぐれた成果であると思われる。
- 2) 前掲「体育の科学的基礎」, 24—25頁。
- 3) 同上書, 28頁。
- 4) 同上書, 34頁。
- 5) 同上。
- 6) たとえば, 水野忠文・木下秀明・渡辺融・木村吉次共著「体育史概説——西洋・日本——」, 体育の科学社, 1966年, および木下秀明「日本体育史研究序説——明治期における『体育』の概念形成に関する史的的研究——」, 不昧堂, 1971年, が例としてあげられる。
- 7) 前掲「体育の科学的基礎」, 40頁。
- 8) 前掲「教育生理学」, 174頁参照。
- 9) 同上書, 250頁。
- 10) 前掲「日本人の体力の向上と意義について」, 253頁。
- 11) 丹下保夫, 「体育原理」(下), 新体育学講座, 第19巻, 逍遙書院, 1961年, 142—143頁。
- 12) 前掲「運動文化論の検討」「体育の科学」, 1965年8月号, 495頁。
- 13) 前掲「体育の科学的基礎」, 63頁, および同じく, 前掲「体育教育の原理」202頁参照。
- 14) たとえば前掲の雑誌「体育の科学」1962年7月号は「体力に応ずる運動処方」という特集を組んでいるが, その内容は, 巻頭言の「体育計画は処方である」(松井三雄)以下, 「虚弱者の運動処方」(田中純二), 「肢体不自由者に対する運動処方」(佐藤宏), 「盲児体育の処方」(竹内虎士), 「老人の体育」(佐々木等)となっている。
- 15) 前掲「体育教育の原理」, 208頁。
- 16) 前掲「日本人の体力の向上と意義について」, 253頁参照。

17) 前掲「体育の科学的基礎」, 98 頁~99 頁参照.

IV. 体力論をめぐる 2・3 の問題点

「体力づくり運動」という政策的な問題から入って, それの背景をなす体力の現状の把握と科学的研究, およびその成果をもとにした教科論的問題の検討を試みてきた. そのなかで部分的には, 体力論の意義と限界をのべてきたつもりであるが, これはまだ不十分であり, 残されたいいくつかの問題もある. ここでは, 現行学習指導要領との関連の問題, その基底をなす能力主義の問題, 教授学的な問題について検討を加えてまとめにしたいと思う.

(1) 学習指導要領と体力

1968 年に小学校, 1969 年に中学校, 1970 年に高等学校の学習指導要領が改訂された. これらはそれぞれ, 1971 年, 1972 年, 1973 年より実施に移されている. そこで「体力の向上」が真正面にすえられていることについては異論はないと思われる. 指導要領での体力の位置づけには, 体力論におけると同様, 学校教育の全体の関連のもとでの体力と, 教科に関する部分の両方が含まれている.

まず前者について, 総則のなかに「体育」という項をあらたにもうけてつぎのように言われている。「健康で安全な生活を営むのに必要な習慣や態度を養い, 心身の調和的発達を図るため, 体育に関する指導については, 学校の教育活動全体を通じて適切に行なうものとする. 特に, 体力の向上については, 保健体育科の時間はもちろん, 特別活動においても, じゅうぶん指導するよう配慮しなければならない¹⁾」. これによって指導要領の総則の構成が「教育課程一般」(知育), 「道徳教育」, 「体育」となって一応形式的には完成したことになる. これは単に体力が重視されたという意味にとどまらず, 道徳の詳細な記述や特別活動における必修クラブの問題等と合わせて学校教育の全体構造をゆさぶるテコになっているとみななければならない.

体育に関して形式的特徴として明らかに指摘できるのは以下の事柄

であると思われる。

① 時間数の増加，中学校＝各学年 105 時間→125 時間（計 60 時間増），高等学校（全日制男子）＝9 単位→11 単位。

② 体力の向上が前面におし出されていること。

③ それに伴って，体操が強化され，体操の中に「集団行動」がはっきり位置づけられていること。（小学校，中学校）

④ 格技の強化がはかられていること（中学校＝「5—10%」→「10～20%」，高等学校＝「5～15%」→「15—20%」最大限 35% まで）。

⑤ 小学校の学年目標に，1・2・3 年＝調整力，4 年＝筋力・調整力，5・6 年＝筋力・調整力・持久力を養うことが明示され，体力の要素の機械的持ちこみがなされているのがきわめて特徴的である。

⑥ 目標の記述には体力の強調と呼応する形で，「きまりを守り」「……の態度を養う」という文面が必ずつけ加えられている。

⑦ 安全教育の強調があげられる。

このように体力論がほぼ全面的に生かされているのは明らかである。しかし，それと同時に，「生活を健全にし明るくする態度や能力」（中学校，高等学校の目標（2））というスポーツの「プレイ論」的理解がつかぬかれていることも見ておかなければならない。生活を「健全にし」「明るく」するのは全面的に個人の能力や態度，うまく遊ぶ能力や心がけであるとする。これは体育の理論からそっくり体育史を欠落させて，体育・スポーツと労働との本質的なかわりを何ら理解させることなく，もっぱら運動の分類や，その生理的・心理的効果，レクリエーションの意義のみを教えることと構造的に連関している。現行学習指導要領の「体育」をつらぬく考え方は，体力論，プレイ論と心がけ主義・態度主義であるということができが，その基底にはいわゆる「能力主義」の問題があることをみておかなければならない。

（2）能力主義と体力論

1960 年 10 月 25 日，経済審議会教育訓練小委員会の報告「所得倍増計画にともなう長期教育計画」，1962 年 11 月 15 日，文部省教

育白書「日本の成長と教育——教育の展開と経済の発達——」, さらに 1963 年 1 月 14 日「人的能力政策に関する経済審議会の答申」には一貫して, 教育を経済に従属させた教育投資という考え方がとられている。教育を経済に従属させるということは, 教育によって培われた能力が経済活動の場でどう機能するかという問題から一步進めて, 経済活動の場で必要とする能力を教育に求めることであり, したがって, 労働力の需給に見合う形での教育制度の再編となる。その意味で 60 年代の焦点は後期中等教育の再編であり, 70 年代にいたって上下に(大学と小中, 幼児教育まで含めて)拡大されようとしているのは周知のとおりである。

年功序列にかわる新しい秩序原理としての能力主義は, 当然, 能力に「応じた」教育がなされるための多様化した教育制度を要求する。その場合の能力は, 人間の発達の潜在的可能性としての能力ではなく, 現時点で数量化してとらえられ, ふり分けの基準となるものであって, テスト体制と結びつくことによって秩序原理になる能力である。この意味で 1961 年からはじめられた全国一斉学力テストと文部省の手になるスポーツテストの制定を同じ基盤に立つものとみるのは決して無理なことではない。

つぎに能力主義の主張が, ひとにぎりのハイタレントマンパワーの養成の反面では, 知育偏重(普通教育偏重)批判と職業教育の重視をいうなかで, 知育そのものが機能主義的傾向をおびてくる。そこでは, それを補完するものとして, 徳育・体育・情操教育が強調されるという関係も生じてくる²⁾。体力論の知育偏重批判は少なくともこの時流にのるものである。

第 3 に, 人的能力開発の基礎としての体力は, 主要には栄養と運動によって支えられるが, 運動は余暇時間の過し方の問題であって, その前提には職業意識と生活意識との機能的な分離がはかられる必要があるとし³⁾, 健全な生活意識=余暇意識があってはじめて「労働力の維持再生産」が可能になる, という。その柱になるのはレクリエーションであり, レクリエーションの主要な機能を体力の向上におくとい

う関係になる。このとらえ方が体力づくり運動の理念と同じものであることはいうまでもない。体力論の研究上の力点は、運動＝体力向上の関係の解明にあるが、それを基礎にして体力のもっとも重要と思われる要素＝全身持久力を直接向上させようとする主張が展開されることはすでに述べた。

このようにして高められた体力がそのまま労働力となりうるわけではないが⁴⁾、教育課程の多様化による労働力の育成の基礎であることは明らかである。また、「プレイ論⁵⁾」と「体力論」は合理化という方向で、つまり合理的な生活意識＝レクリエーションによる体力の向上＝労働力の再生産という関係のなかでひとつに合体している。このなかのレクリエーションによる体力の向上はまさに「体力づくり運動」の目標であり、その理論的基礎を少なくとも 60 年代においては「体力論」が提供しているとみられるのである。さらにいえば「プレイ論」はプレイの生理的な機能として体力論を十分包含しうるのみならず、逆に労働力の基礎としての体力の重要性の認識から、体力をプレイの上位に位置づけるという関係は、体育における体力の位置づけと全く同様である。

第 4 に、上記の関係はもっと積極的な可能性として考えておく必要がある。つまり、技術革新のもとでの作業形態の変化によって、労働がますます自己実現の意味を失っていくなかで、教育の場で子どもの意味感覚のあるなしにかかわらず養成される全身持久力は、まさに「長時間の精神的緊張」に耐える能力として要請されるものである。それは単に生理的なエネルギーの発現量ではなく、意志力であり根性でもある。この「社会的要請」に答える内容を学習指導要領は露骨に打ち出しているといえるであろう。

第 5 に、教育のシステム化、教育機器の導入による、診断——個別学習という能力主義教育の特質を、体力テスト——運動処方という個別化の論理は持っているといえる。

能力主義と体力論の対応関係はこのように考えると、「科学的」な体力研究の不用意な理論化が持つ意味は、能力主義の一層の徹底を助

長するうえで決して小さくはない。したがってそこから、そのような体力論の存在を可能にしてきた教科論の弱さがあらためて問われることにもなる。

(3) 教科の論理と体力の位置づけ

人間は生物的存在であると同時に社会的存在でもある。この存在の2側面は分ち難く結びついている。人間は自らの作り出した道具や科学技術によって肉体的限界をのりこえて自然への支配力を強めてきた。人間の知的・肉体的諸機能は道具を使いこなす過程でこそ人間的なものになってきたのである。

たしかに、いくら科学技術が発達しても全く肉体労働が不用になることはありえないだろうし、ましてや肉体的諸機能が衰退の一路をたどることがあるとすれば、たいへんな問題である。体力論は「歴史的必然としてその傾向を認め、それに対処することの重要性を、具体的な手段＝運動処方を提示する」なかで、強調してきた。

このうち前段の、体力の衰退が歴史的必然であるかどうかという問題は、体力測定の結果をもとにして云々するよりは、もっと大きな公害・環境破壊・食品汚染等々の問題としてとらえるべきであるし、その原因が単なる機械文明の発達という歴史の必然でないことも明らかである。それに対処する方法は、栄養と運動という啓蒙活動のみによっては何もできないことを体力づくり運動が自ら証明してくれている。またさいごに補足的に述べる予定であるが、文部省の調査によっても体力が社会的要因によって規定されていることは明白である。

第2段の、身体運動が肉体的諸機能を高めうることは体育の存立の基盤にもかかわって重要であることはいうまでもない。このことは、体力が複雑な要因に規定されており、つとめて運動するだけではどうしようもないほど、あるいは戸外の運動が禁止されるほど困難な状況に追いこまれている現実のなかにあっても、決してこれを目標として放棄したり悲観的に限定を加えたりすべきものではないであろう⁶⁾。それにかかわって運動が肉体的諸機能におよぼす効果の科学的研究の

意味は決して小さくはない。

第3段の「運動処方」については研究のひとつの成果としての重要性の認識と、それを中心として教科論を構築することとは別問題でなければならない。どういう意味で別問題であるか。それは体育論の本質にかかわってくる。

体育は人類の歴史的遺産である身体運動の諸様式——運動文化のなかに対象化されている生理的、心理的な人間の諸能力を学びとることによって諸能力を発達させ、そのことによって運動文化の発展とひいては社会の発展に寄与するものである。このように考えれば、「運動処方」というのは運動文化の内容を豊かにするものではありえても、それによって教科論のすべてをおおうわけにはいかない。そのことが可能であるかのように考えられているひとつの原因は、運動文化あるいはそれを研究対象とする体育学と教育の問題としての体育論とが同じ次元で無雑作に論じられるというわが国の体育学界の一般的な状況を反映していることにあるとも考えられる。これはわが国の体育やスポーツが学校という場にほとんど限定されてきたこととおおいに関係がある。体育学と体育論（両者のちがいははっきりさせる意味で後者を体育教育学と呼ぶことにする。）とが十分分化していない状況のなかでは、オリンピック選手を鍛える方法が子どもの体育にそのまま持ちこまれたり、一流選手の技術の分析が初心者への習得過程にそのまま適用されるという誤りをおかしやすい。体育学と体育教育学は身体運動と人間のかかわり方の科学的真理に立脚することにおいてはもちろん同じでなければならないが、後者が独自の地位を占めるのは、科学的に明らかにされているものを教育の実践の場にうつすときに教育学の視点からの内容の改変——教授学的改変を必要とするからである。その意味で戦後の体育の歴史のなかでの典型的な成果は水泳の初心者指導におけるいわゆる「ドル平泳法」にみることができる。

体力は本来人間の身体的能力というよりはむしろそれを「資質」としていいあらわしたことばであるはずである。体力を「実体」とし、運動能力を「できばえ」「現象」として区別する考え方もあるが⁷⁾、そ

の場合に体力という概念を包括性のある、いわば「全体概念」としてとらえ、運動能力をもつつみこみ、それを教育の場に持ちこむことによって身体的能力（資質）の発達にのみ力点をおいた体力論が成立する。体力が身体的資源を要素として分析的に把握されたものであることはまちがいない。しかし要素が可能な限り純粋な形であらわされるのは、設定された特殊な条件の下での「測定」の際のみである。仮りにエネルギー的側面とサイバネティック的側面が分けられ、さらにそれぞれの要素が研究上は細分化されたとしても、実際の人間の運動は、文化内容とのかかわりのなかで、常に両者が統合された「運動能力」としてしか発現しない。したがって体力を「全体概念」と呼ぶところにそもそも無理がある。体力は資質であって、運動能力としてまとめられる可能性を示すにすぎない。可能性が十分実現されないのは運動文化の学習の仕方に問題があり、逆にある運動種目に内在する技術の習得が困難なのは、その技術と不可分に結びついている体力の一定のレベルに身体的発達が到達していないということも十分ありうるわけである。運動文化の本質を運動技術と考えれば、体力と運動技術とが運動能力を構成する二側面であり、運動能力の発達の過程は、基本的にはこの両者の矛盾の統一の過程であるとみることもできる⁹⁾。このように考えれば、体力ということばの使われ方（広一狭）の幅の大きさが体力論の根底にある問題点として指摘されなければならない。

体力論は「体力」を一方では可能な限り広い概念として設定しながら、しかし最終的にはエネルギーの面からみた行動体力が中心であるという概念の操作によって、基本的には身体的資質の自己発展およびその援助あるいは処方が体育であるという主張を展開した。一方ではたしかに個別援助や運動処方の一定の有効性は認められなければならない。しかし内容と無関係に体力＝身体適性（physical fitness）が、教育の論理に従って、普遍的に高められるという保障はどこにもない。全身持久力を高めるのに効果的な5分間走は運動文化のひとつの内容として教材にはなりうるものである。しかし無条件で教材になるのではなく、学習者がその意味と必要性を認めることができ、したがって

学習意欲を持ちうる場合に限られなければならない。この場合に何が学習意欲の原動力になるかという、ひとつは、学習者が全身持久力を向上させる意義と必要性を認めて——つまり「科学的」な認識をもとにして学習意欲を持つことはありうるであろう。だがそのことも結局は、一定の距離を一定の速度で走るという客観的に存在する行動様式と自己との関係の矛盾——、走る可能性は資質として持っているが現実に運動能力にはなっていない、という状態、あるいはたとえばサッカーという競技が要求する一定の時間へばらないでプレーできるスタミナがほしいが不足しているとき、その矛盾を克服していこうという意欲がすなわち学習意欲である。だから学習意欲は、教師の教材提示と学習者の運動能力との矛盾関係を基本構造としながら、その矛盾を克服すべきものとして受けとめる集団的な人間関係のなかにおいてしか保障されない。このことを無視して基本的に医学の論理（診断—処方）を教育の論理にすりかえようとする体力論への批判が、学習する主体としての子どもが見失われているとか何のための体力づくりかが明らかでないといわれるのも当然である。

体力論がきわめて形式陶冶論的であるのはあきらかである。一方、さきに述べた「下請け理論」が実質陶冶論的であるのは、能力の発達的手段として体育を考えるというよりはむしろ、運動に文化としての客観的な価値を認めることに教科としての体育の独自性を考えるという点にあった。ここにわれわれは教授学の古くて新しい、実質陶冶か形式陶冶かという基本的な命題につき当ることになるのである⁹⁾。

体力論は、「体力」という概念のあいまいさ、あるいは意図的な操作を基礎にしながら、科学的研究の成果を直接教科の論理におきかえ、客観的な文化の存在を無視する等々、2重3重のあやまりをおかしている。しかしその批判とは一応別に、科学的研究の成果はそれとして認め、運動文化の内容として積極的に位置づけていくことによって、運動文化論の立場からの発達と運動文化の統一的把握、したがって形式陶冶と実質陶冶の統一の方向が打ち出せるのではないか。これが現在の体育教育学がなっているもっとも重要な理論的課題であろうと

考える。

- 1) 「文部省告示 中学校学習指導要領」帝国地方行政学会, 1969年, 4頁. なお, 小学校, 中学校は「総則」のうち第3が体育, 高等学校では「総則」の第2節, 第4款が体育にあてられている. 内容は全く同様であるが, 「特に, 体力の向上については」以下に若干の字句のちがいがあある. 小学校については「保健体育科」ではなく「体育科」, 高等学校ののでは, 「体育および保健の科目の時間はもちろん各教科以外の教育活動においても……」とされている.
- 2) 佐藤興文, 「現代における能力問題の構造」, 「現代と思想」No. 11, 青木書店, 1973年3月所収, 44頁参照.
- 3) たとえば, 前掲「人的能力政策に関する経済審議会の答申」(11頁)ではつぎのように言われている. 「職場においては, 工業化が要請するきびしい規律の中で, 一定の労働時間に集中的に自らの職業能力を発揮する心構えを持つ必要が生じてこよう. しかし一旦職を離れば, 職場において偏って発揮されていた人間の全能力のバランスの回復と, 休息を通じて, 生活の完結を求めなければならない. そのことにより健全な労働力の維持再生産が図られることになる. 職場と職場外との生活の間に, そのような意味でのバランスを維持するような職業意識と生活意識がかん養される必要がある」.
- 4) 体力と労働力の関係について, 前掲「経済発展における人的能力開発の課題と対策」, 330頁参照.
- 5) 「プレイ論」については, 唐木国彦, 『『プレイ論』の批判的検討——現代社会におけるスポーツの位置づけをめぐる——』「一橋論叢」第67巻第1号所収, 参照.
- 6) たとえば前掲三好論文「学校体育と『体力づくり』」では, 体育の目標として体力をめぐるさまざまな議論をつぎのように整理している.
 - ① 体力目標放棄論 ② 体力目標限定論
 - ③ 体力自然形成論 ④ 体力形成段階論
 これらはいずれも国民の教育権・生存権の中味に含まれている「体力をつけたい, 身体的にも精神的にも全面的に発達させたいという要求」に答えるものではないことが強調されている.
- 7) 前掲, 正木論文「体力と教育」, 参照.
- 8) 同上論文でも体力と運動能力は把握のレベルのちがいとして考えられている. またこれとは別に体力=身体適性 (physical fitness) と考え, 機械化の進行による体力の低下に対処するのが現代社会の

要請であるという立場から、なによりもまず体育は体力づくりに貢献すべきであるというのが体力論であるが、この場合には、体力は運動能力よりも広い概念と考えられている。

ここでわたしが述べたことは、図式化すればつぎのようになる。

運動能力 { 体力——身体的資質——主体
運動技術——運動文化——客体

これは体育の学習過程における主体と客体の関係をいいあらわしたものである。これまで検討してきた体力論は、この図式の上位に体力という目標をおくことで、実はこの図で示したような考え方を否定するところに教科論という見地からみた特質がある。これに対してわたしの主張したい論点を簡単にいえば、体力という目標が一般的に重要であることは否定しないが、複雑な構成要因を持つ体力を実体として把握することのあやまり、(体力の測定は、実は要素化された運動機能の測定である)とことばの本来の性格(基本的に体力は主体の資質の発達の問題である)からすれば、教科の論理としては当然「運動能力」という主体と客体の統一を意味することばを上位におくべきだということである。身体的資質と運動技術の矛盾の統一としての運動能力の発達が体力=身体適性の向上にどう貢献するか。運動技術との関係における身体的資質とはどういうものか、どのように発達するかという課題を「体力学」は持っている。体育教育学における体力研究の意義をこのように位置づけるべきだと考える。

- 9) この問題に関しては、高久清吉「教授学——教科教育学の構造——」、協同出版、1968年。および、吉本均、「現代授業集団の構造」、明治図書、1970年を参照。これの課題が、世界的な傾向として、教授過程における両者の統一という方向にあることは明らかである。そういう意味では、この論文は体育における教授学的課題を検討するための予備的な研究にすぎない。

むすびにかえて

さきに述べたように、1970年10月、文部省は、1964年から1968年までのスポーツテスト(体力診断テスト、運動能力テスト)の結果をまとめて発表した(松島茂善編「国民体力の現状——最近5か年の文部省調査による——第一法規」。これは「社会的要因」の分析に重点をおいた(「まえがき」)といわれているように、いくつかの注目すべき問題点が

のべられている。その結論的な部分を要約し列挙してみるとほぼつぎのようになる。

(1) 青少年の体格と体力は、男女とも 19 歳ごろまで発達するが、運動能力では、男子は 17 歳、女子は 13—14 歳ごろがピークで、その後の発達は少なく、このころから停滞または下降する。

(2) 壮年の体力の衰えは、男子では 40 歳の中ごろ、女子は 40 歳のはじめに現われ、その後は急激に衰えていく。これには企業規模によるちがい（大企業従業員の方が体力運動能力がすぐれている）作業形態によるちがい（専門的、管理的職業に従事しているものに年齢のわりに体力の若いものが多く、農林漁業従事者は、年齢のわりに体力の衰えが目立つ）が指摘されている。

(3) 勤労青少年の体力・運動能力は同年齢のすべての生徒・学生に比べて（筋力を除いて）全般に劣っている。また、定時制高校の生徒は全日制高校の生徒に比べて劣り、全日制高校の第 3 学年での体力低下がみられる。

(4) 大学生の体力の低下がみられる。

(5) 肥満児の増加と人口集中地域・大規模学校での体力の低下がみられる。

このような問題点は、体力が労働条件や生活条件にほとんど全面的に依存していることを示している。それにもかかわらず、学習指導要領が代表するように、労働条件や生活条件の改善よりも、直接に体力の向上をはかろうとするのは、それが依然として「国力の充実発展の立場」から緊急事と考えるからにはかならない。

また、「体力・運動能力」をひっくりめて「体力」と呼ぶ体力論的理解がつかぬかかっているが、それが破綻せざるをえないことを第 1 の問題がさし示している。つまり、そこにみられるように資質としての体力は向上しているのであり、これが本来の意味の「体力」であって、決定的に問題にすべきものは体力づくりではなく、労働条件、生活条件、教育条件の改善であり、スポーツ施設の拡大でなければならない。資質としての体力が運動能力に統合されないのは運動技術の媒介が不

足しているからである。この理論的あやまりが体育・スポーツ政策の貧困をもたらしたひとつの原因である。世界の各国がほとんど同時にスポーツ施設の拡大、環境条件の整備にとりかかった 1960 年代に、わが国では、「わが国にふさわしく、その意義と価値」（前掲、「青少年の健康と体力」、3 頁）を受けとめたものが「体力づくり運動」であり、そこでは、基本的に、栄養と運動の改善によって心がけ次第で体力の向上ができると宣伝してきたのである。

これらのあやまりは、1970 年代における政策転換のなかで、「生涯教育」、「生涯体育」、「余暇時代」等々の「福祉社会」の甘い幻想におきかえられてきている。しかしことばがどうであろうと、「体力の備えは 70 年代最大の要請である」という基本線のうえにたって「体力論」と「プレイ論」の位置関係を表むきわずかにかえてみたにすぎないし、公共社会体育施設の貧困と商業レジャーの圧倒的優勢という現実が急に変化したりするはずがないし、新たな収奪の対象として「余暇産業時代」が見通されているのが現状である。こうしたなかで、「健康で文化的」な生活を営む権利を保障させることのできる、「体力論」や「プレイ論」はどういうものでなければならぬかという課題が依然として残されているのである。

(昭和 48 年 7 月 7 日受理)